

女性活躍推進法第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項に基づき、草津町職員の状況を次のとおり公表します。

目標設定と状況

○長時間勤務関係（職員時間外勤務の見直し）

令和 7 年度までに、常勤職員の総超過勤務時間数を、令和 2 年度実績（4,802 時間）から、5 %引き下げ4,562 時間以下にする。（小数点以下第 2 位四捨五入）

目標値	令和 4 年度
4,562時間	7,008時間

○配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係（女性職員の管理職割合の見直し）

令和 7 年度までに、管理的地位にある職員「課長職」、「課長級より上位の役職者」に占める女性割合を、令和 2 年度実績5.6%から、5 %以上引き上げ女性管理職を 2 人以上にする。

目標値	令和 5 年 4 月 1 日現在
2 人、10.6%以上	1 人、5.9%